

中学校～高校◆授業案

タイトル “契約と消費者保護

～ネットトラブルに遭わないために知っておきたい大切なこと～”

- 目標**； (1) 〈意思表示〉の重要性に気付く。すなわち、〈契約〉には拘束力があること、原則として、一度契約をすると簡単には法律関係から解放されないことを、その理由も含めて理解する。
 (2) その上で、トラブルが発生した場合に、〈消費者〉として問題解決に向けて、具体的な行動をとれるようになる。
 (3) さらに、そのようなトラブルを未然に防ぐための方策に気付けるようになる。

内容； ①ネット通販(ショッピング)で、イメージと違う商品が届いたケース及び②ネットゲームの高額課金をめぐるトラブルを素材に、消費者側の言い分と、業者側の言い分を実際に想像してみ、契約の拘束力とはいかなるものか、取り消したり、解約できるのはどうしてなのかを子供たち自身に想像してもらい、考えてみることを通じて、そのようなトラブルに巻き込まれるのはどうしてなのかも含め、契約に対する正しい(賢い)向き合い方を学ぶ。

方法； 以下の展開(授業進行案)の通り。

〈用意するもの〉(事前&当日用の)ワークシート・模造紙・マジック・ネット端末の画面例の拡大したもの

〈展開(50分授業の進行案)〉

段階	学習活動・内容	教師○、GT●の役割	時間配分
導入	自分や身近な人(家族や友人など)が、携帯電話やスマホなどインターネットを利用して、何か失敗したり、トラブルに巻き込まれたり、といったエピソードはないか、予め考えておいてもらい発表してもらおう。	○今日の授業テーマは「契約をめぐるトラブル」。 ●GT自己紹介。 “消費者”って誰?(反対の概念は?) “契約”って何か知ってる? ●生徒を挙手させて指名し、答えてもらう。簡単にコメント。	2分 4分
展開1	契約をめぐるトラブルに巻き込まれた場合の問題を考える。 (1) 消費者としては、このケースで、何を望むか、を考える。 (2) クーリングオフは、どういう場合に適用があったか、前時の学習を振り返る。	●【ケース1】検討。 GTによる問題文紹介 ●ネットショッピングではクーリングオフは使えないことを伝える。 ●クーリングオフ制度の趣旨について改めて一緒に考え、ネットショッピングのケースとの違いを説明。 ●但し、業者側には一定の表示義務があることを説明し、返品可能な場合があることを伝える(特定商取引法)。	2分 6分
展開2	クイズについて答えを考える。 未成年者取り消しの制度(原則)及び例外の趣旨について考えてみる。	●【ケース2】検討。 ネット端末(スマホなど)のアイテム購入画面を拡大したものを示す。 “成年”は何歳から? “未成年”でも契約はできる? (以上、民法) ●クイズを出す(“未成年”だったら、どんな場合でも契約は取り消せる、って本当?嘘?) ●嘘をついた場合には保護されないことを伝える(「どうしてだと思う?」と発問。)	3分 5分
展開3	ネットトラブルに遭わないために気をつけなければならないことを考える(→班活動として行い、話し合いの結果を模造紙に書き込み、班ごとに発表する。)	●班からの発表につき適宜コメント。 ●他にも、こんなトラブルにも注意してね、という例を画面の例を示しながら説明。	7分 (話し合い &書き込み) 12分 (発表) 3分
まとめ	GTへの質問	●GTによる応答	

	弁護士の仕事について 時間があれば感想など	● 弁護士の仕事についてのお話	4分
--	--------------------------	-----------------	----

1 「契約」って何？

まず、「契約」って何なのかを考えてみましょう。契約は、簡単に言うと、「互いに対立する意思表示をして、その意思が合致することで成立する法律行為のこと」です。

たとえば、コンビニエンスストアで買い物をするとき、私たちは「このガムを 100 円で買いたい」と思っています。そしてお店の人は、「このガムを 100 円で売りたい」と思っていますね。この二人の意思が合致したことで、売買契約という「契約」が生まれます。銀行でお金を借りると消費貸借契約、カラオケ店でアルバイトとして働くと雇用契約…といったように皆さんの身近には多くの「契約」があります。

この「契約」は、法律で保護された約束のことだと考えるといいと思います。

2 「契約」のルールは??

さて、この「契約」、どんな内容でもいいのでしょうか。たとえば、私が今持っているこのボールペンを 1 億円で売る…なんて契約をしてもいいのか。

個人の契約は、基本的には自由です。これを「契約自由の原則」と言ったりします。ですから、ボールペンを 1 億円で欲しいという人がいれば、売買契約が成立することになります。

ただ、なんでも自由で本当にいいのかというと、そうではありません。たとえば、友達を殴る代わりにお金をあげる…そんな契約をしてもいいのでしょうか。これはちょっと危険ですね。こういった契約は、世の中から見るときに、正しいこと（公序良俗）に反した契約…ということになりますから、このような契約を結ぶことができないこともあります。

もし契約が成立すると、契約した人は、この契約を守らないといけません。

3 契約書って何!?

さきほど、「契約」は意思の合致で成立するとお話ししました。そうすると、わざわざ「契約書」を作らなくても「契約」は成立することになります。皆さんも、コンビニエンスストアで契約書、作りませんよね。

じゃあ、なぜ「契約書」を作るんでしょう。一つの理由は、「間違いが起こらないようにお互い確認するため」です。口約束だと、複雑なことを確認しにくくなってしまいます。また、「ああ言ったじゃないか」「いや。こう言ったはずだ」とトラブルになる可能性もあります。でも、契約書を作っておけばこういったことを回避できます。さらに、もしトラブルになってしまったときには証拠として使うこともできます。

だから、大事な契約を結ぶときには、きちんと「契約書」を作っておくことが大切なんです。

4 では、スマホでこんなことになったらどうでしょう？

あなたは99,800円という入会料を支払わなければいけないのでしょうか？

あなたが押したボタンには、「99800円の入会料を支払う」との意思があったとは認められず、先ほどの契約の成立条件、意思表示の合致がありません。つまり、契約は成立していないことになります。

このようなワンクリックで請求されるようなケースでは、契約が成立しているとは認められないことがほとんどです。あわてて代金を払ったり、下の連絡先を押したりして個人情報伝えるようなことは避けてください。

6 ネットショッピングで思ったものと違うものが・・・

次は、ネットショッピングの問題です。商品を実際に見ていないのでこんなトラブルも考えられますね。

ここで、少し言葉の勉強です。

クーリング・オフってなに？

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度で、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

では、この場合、契約をなかったことにできるのでしょうか？

ネットショッピングは通信販売にあたりますが、通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

なぜだと思いませんか？

クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、期間内であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

ネットショッピングは、好きなだけ時間をかけて選べますよね。

ただし、明らかに画像と違うとか、返品の方法が書いていないとか、問題のあるサイトであれば、契約が成立していないとして解約できる場合もあります。

7 クーリング・オフの法制度について考えよう

では、これらの契約に、クーリング・オフ制度はあるのでしょうか？

①～④まで、考え方のポイントから理由を考えて、班で話し合っ発表してください。→正解があるのでちょっとつままないかもですねえ。

●特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

- ・ 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）：
8日間

- ・ 電話勧誘販売：8日間
- ・ 特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）：8日間
- ・ 連鎖販売取引（マルチ商法）：20日間
- ・ 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）：20日間
- ・ 訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）：8日間 ※2013年2月21日以降の契約
- ・ 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。

書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

また、金融商品や宅地建物の契約等でもクーリング・オフができる取引があります。上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

- ①場所：家→退去しない、考える時間→ない（？） 訪問販売なのでできる
- ②場所：家 考える時間→ない？ でもできないですよ。なんで??
- ③場所：路上（キャッチ）商品：エステ できる
- ④売り手と買い手：同等 できない

（おまけ）

●クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。

クーリング・オフができる期間内に通知します。

クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。

はがきの両面をコピーしましょう。

「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、コピーや送付の記録は一緒に保管しておきましょう。

契約って何だろう？～トラブルに遭わないために知っておきたい大切なこと～

年 組 番 氏名 ()

1 「契約」って何？

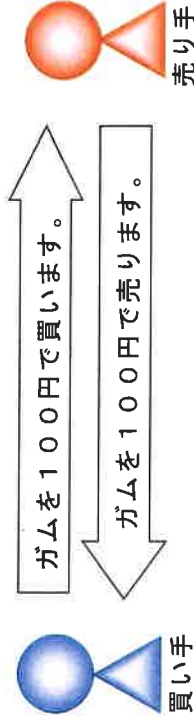
・互いに意思表示をして、その意思が合致することで成立する法律行為

Ex) コンビニエンスストアでの買い物 (売買契約)

銀行でのお金の貸し借り (消費貸借契約)

カラオケ店でのアルバイト (雇用契約)

・「契約」は、法律で保護されている約束のこと



契約が成立する	相手に求めることができる	相手にしなければならない
と・・・	こと (権利)	こと (義務)
売り手		
買い手		

2 「契約」のルールは？

・個人の契約は、自由。基本的には、国に禁止されない (契約自由の原則)

・でも、なんでも自由で本当にいいのかなあ・・・

Ex) 友人を殴る代わりにお金をあげる契約

・契約で合意した内容はお互いに守らなければなりません

(教科書 p217) →なぜだろう？



Ex) 彼女の誕生日にオーダーした指輪が、職人さんのケガで間に合わない！

→ 困るのは？ (売り手・買い手)

オーダー通りに指輪を仕上げたのに、思ったのと違うと受け取ってくれない！

→ 困るのは？ (売り手・買い手)

「契約は守らなければならない」理由を考えてみよう

- ・
- ・
- ・

3 こんな契約、有効なの！？

スマートフォンで、アイドルの動画を見ようしたら、

「18歳以上」の年齢確認ボタンを押したことになっ

ていて、突然、こんな画面が・・・「入会」なんてホ

タンはなかったのに！

→ 入会契約は成立したと (いえる・いえない)

その理由

- ・
- ・



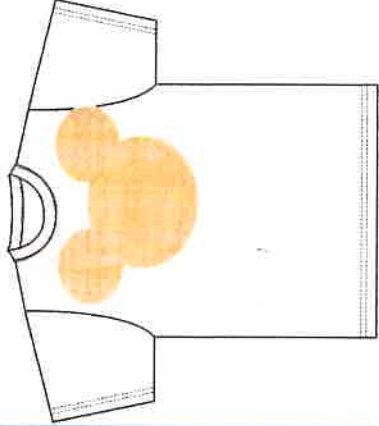
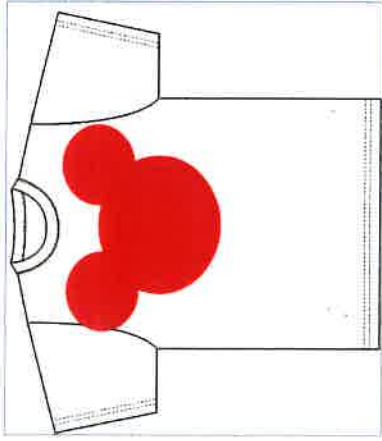
→ こんなとき、どうしたらいい？ (弁護士からのアドバイス)

- ・
- ・
- ・

契約って何だろう？～トラブルに遭わないために知っておきたい大切なこと～

4 なかったことにはできる？できない？！

自分の誕生日プレゼントに、お母さんに、ネットで見つけたかわいいTシャツを買ってもらいました。画面ではこう（左）見えていたけど、実際に届いたのは…



サイトをよく見ると、「返品不可！」と書いてあります。あきらめるしかないの？
班のみんなで考えて意見をまとめよう！
→ 契約を解約（クーリングオフ）（できる・できない）

その理由

- ・
- ・
- ・

5 「契約は守らなければならない」だけでは困ることがある？！

（1）ネットショッピングの大手事業者やオンラインゲームの開発元と、ユーザーである私たち一般消費者で、違うこと、不利な点ってなんだろう？
班のみんな考えて意見をまとめよう！

違うところ

（2）この契約も守らないといけないの？

①家に来た営業さんが、「この英語教材を使えばだれでも英語が話せるようになります。アイドルのAさんやBさんも使っています」と言われ、居座るので契約してしまいました・・・

→ 解約（できる できない）

その理由

- ・
- ・

②メールで「アイドルのCさんが相談相手を欲しがっています。メールしてもらえませんか？」と誘われ、メールに必要なコインをどんどん買ってしまっただけ・・・

→ 解約（できる できない）

その理由

- ・
- ・

【気を付けるポイント】

- ・ 本心に合意があるのか？ ・ 落ち着いて必要・不要を考えられているか？
- ・ 断れない雰囲気になっていないか？ ・ ウソが混じっていないか？